

跡見学園女子大学情報セキュリティ委員会規程

(設置)

第1条 跡見学園女子大学(以下「本学」という。)において、情報セキュリティに関わる基準の策定、啓発活動等を行うことにより、情報セキュリティを全学的に管理し推進する組織として本学における情報システムの安全かつ適切な運用を図るため跡見学園女子大学情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティ対策の策定等に関する事項
 - (2) 情報セキュリティにかかわる啓発活動に関する事項
 - (3) その他、本学情報セキュリティに関し必要な事項
- (組織および運営)

第3条 委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 情報メディアセンター長
 - (3) 図書館長
 - (4) 副学長の下にあるウェブマスター
 - (5) 学部から選出された教員 各1名
 - (6) 事務局長
 - (7) 各部署から選出された職員 計9名
- 2 委員長は、副学長をもってあてる。
 - 3 委員長は委員会を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の招集)

第6条 委員長は、次の各号の一に該当する場合、委員会を招集する。

- (1) 学期の始まる月(定例)
 - (2) 委員長が必要と認めたとき
 - (3) 委員の三分の一以上の要求があったとき
- (作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営等に関し、必要な事項は委員会において定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、委員長の監督の下に情報メディアセンター長が統括する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

2 第4条にかかわらず、施行日における委員の任期は6ヶ月とする。

附 則(平成 22 年4月1日改正附則)

この規程は、平成 22 年4月1日より施行する。

附 則(平成 25 年4月1日改正附則)

この規程は、平成 25 年4月1日より施行する。

平成 21 年 10 月 1 日

施行

改正 平成 22 年4月1日一部改正 平成 25 年4月1日一部改正